新型コロナ関連 11.16②

令和２年11月16日

会員各位

鎌倉市医師会会長　山口　　泰
公衆衛生担当理事　今井　一登

神奈川県新型コロナウイルス感染症患者等受け入れ医療機関の施設整備に関する補助金交付要綱の制定について

神奈川県医師会を通じて、通知がまいりましたのでお知らせいたします。
こちらは鎌倉市医師会ＨＰにもアップロードしてありますので、ご確認ください。

神奈川県健康医療局医療危機対策本部室長
保健医療部医療課長
（公　印　省　略）

神奈川県新型コロナウイルス感染症患者等受入れ医療機関の
施設整備に関する補助金 交付要綱の制定について（通知）

本県の感染症対策の推進につきましては、日頃格別のご協力を頂き厚く御礼申し上げます。

さて本県では、新型コロナウイルス感染症対策として、県からの依頼に基づき、新型コロナウイルス感染症患者等の専用病床を確保している医療機関に対して、その確保のために要した施設整備に関する事業に要する経費について補助を行うこととなり、補助金交付に関する要綱を別添のとおり定めましたので、お知らせいたします。

つきましては、御多忙のところ誠に恐縮ですが、貴会会員にご周知いただきたくお願い申し上げます。なお、神奈川モデル認定医療機関につきましては、本県から個別にご連絡しておりますことを申し添えます。

引き続きご理解とご協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

≪別添資料≫

- 交付申請に関するご案内
- 交付要綱
- 所定様式等一式
- 【参考】医療機関あて通知

問合せ先
医療課
医療機関調整担当　吉野、久保、小昏
電　話　045-285-0777（直通）
ﾌｧｸｼﾐﾘ　045-633-3770
電子ﾒｰﾙ　iryouchousei.x3dn@pref.kanagawa.jp

事　務　連　絡

神奈川県新型コロナウイルス感染症患者等受入れ医療機関の
施設整備に関する補助金　交付申請に関するご案内

標記の補助金について申請の受け付けを開始いたしますので、補助金の交付を希望する医療機関にあっては、次のとおり申請書等を提出くださるようお願いいたします。

1　対象事業及び実施者
交付要綱 別表のとおり

2　対象となる期間
令和２年４月１日～令和３年３月31日

3　申請書の提出期限
令和２年11月30日(月)　【当日消印有効】
※　申請受付後、順次審査を行い、交付決定を行います。

4　提出先
以下へ郵送 してください。
住所　〒231-8588　横浜市中区日本大通１
宛先　神奈川県医療課　医療機関調整担当
電話　045-285-0777（直通）

5　提出書類
(1)　交付申請書（第１号様式）
(2)　事業実施計画書（別紙１）
(3)　事業の実施に要する経費に関する調書（別紙２）
(4)　事業の実施に要する経費に関する内訳書（別紙３）
(5)　役員等氏名一覧表（第１号様式別紙）
(6)　歳入歳出予算書抄本
(7)　内容や数値の根拠が確認できる資料（見積書、工事費内訳書、契約書、工事や設置場所に関する図面、カタログ等）

6　留意事項留意事項
・　書類の不備や不足、金額の不一致等により、申請後の差し替え等を依頼することがあります。お手数ですが、交付決定の根拠となりますので、ご協力をお願いいたします。
・　本補助金は、国費を活用した事業となるため国の会計検査の対象となります。契約書、請求書等の証拠書類は、10年間保管していただくとともに、会計検査に際しては、必要に応じて現地調査や証拠書類の検査等が行われますので、ご協力をお願いいたします。

問合せ先
医療課医療整備グループ　医療機関調整担当
電話　045-285-0777（直通）

神奈川県新型コロナウイルス感染症患者等受入れ医療機関の施設整備に関する補助金　交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、新型コロナウイルス感染症対策のため、新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助の対象事業）

第２条　補助の対象とする事業は、令和２年４月15日健危第38号新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部長通知「神奈川モデル医療機関認定要綱の制定について」に基づいて神奈川県が認定した高度医療機関、重点医療機関又は重点医療機関協力病院のいずれかが実施する別表に定める新型コロナウイルス感染症対策に関する事業（以下「補助事業」という。）とする。

（補助額の算出方法等）

第３条　補助額として、別表に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額を交付する。

２　前項の規定により算出した補助額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第４条　この補助金の交付申請をしようとする者は、第１号様式に必要な書類を添えて、別に定める日までに知事に提出するものとする。

２　補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請を行うに当たって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、当該交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を申請書に添えて提出しなければならない。ただし、申請時において当該交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（補助条件）

第５条　規則第５条の規定による条件は、次のとおりとする。

(1)　補助事業の内容又は補助事業の経費配分の変更をする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。ただし、対象経費の20%以内の変更については、この限りではない。

(2)　補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。

(3)　補助事業が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(4)　補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産、その従物については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号、以下「適正化法施行令」という。）第14条第１項第２号の規定により、内閣総理大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

(5)　知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(6)　補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(7)　補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく国又は県の負担又は補助（以下「他の制度に基づく補助等」という。）を受けてはならない。

(8)　その他、規則及びこの要綱の定めに従わなければならない。

（補助金の交付決定）

第６条　知事は、第４条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を記載した補助金交付決定通知書を申請者に通知するものとする。この場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて通知するものとする。

（暴力団排除）

第７条　神奈川県暴力団排除条例第10条の規定に基づき、申請者が次の各号に該当する場合は、補助金交付の対象としない。

(1)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員

(2)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団

(3)　法人にあっては、代表者又は役員のうちに第１号に規定する暴力団員に該当する者があるもの

(4)　法人格を持たない団体にあっては、代表者が第１号に規定する暴力団員に該当するもの

２　知事は、必要に応じ補助金等の交付を受けようとする者又は補助金の交付を受けた者が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

ただし、当該確認のために個人情報を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

３　知事は、補助金等の交付を受けようとする者又は補助金の交付を受けた者が第１項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（申請の取下げ）

第８条　補助事業者は、当該通知書に係る補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、補助金の交付の申請を取り下げることができる。

２　前項の規定により申請の取り下げをしようとする補助事業者は、第６条の通知のあった日から10日以内に第２号様式による届出書を知事に提出しなければならない。

（変更の承認）

第９条　補助事業者は、第５条第１号及び第２号に規定する補助事業の内容を変更し、中止し又は廃止しようとするときは、第３号様式による事業変更（中止、廃止）承認申請書を知事に提出し、知事の承認を受けなければならない。

（状況報告）

第10条　補助事業者は、規則第10条の規程に基づき、補助事業の状況報告を求められた場合は、速やかに、第４号様式による事業実施状況報告書を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第11条　規則第12条の規定による実績報告は、第５号様式による事業実績報告書に必要な書類を添えて、事業完了の日から起算して１月を経過した日（第９条により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して１月を経過した日）又は翌年度４月30日のいずれか早い日までに知事に報告するものとする。

２　消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を報告書に添えて提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第12条　知事は、補助事業の完了又は中止等に係る前条の事業実績報告書の提出があったときは、事業実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

（補助金の支払）

第13条　補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、知事が必要であると認める場合には、補助金の全部又は一部について概算払いすることができる。

２　補助事業者は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、第６号様式による支払請求書を知事に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第14条　知事は、第12条の規定により補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

２　補助事業者は、前項の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

３　消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、

第７号様式によりすみやかに知事に対して報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一部又は一支社及び一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

4　知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（書類の整備等）

第15条　補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2　前項に規定する帳簿及び証拠書類（以下「証拠書類等」という。）は、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から10年間保存しなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第１項第２号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

3　補助事業者が法人その他の団体である場合であって、前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該団体が解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

（書類の提出部数）

第16条　規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は２部とする。

（届出事項）

第17条　補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、すみやかに文書をもってその旨を知事に届け出なければならない。

(1)　住所又は氏名を変更したとき。

(2)　その他申請内容に変更があったとき。

（補助の対象期間）

第18条　補助事業は、令和２年４月１日から令和３年３月31日までに実施したものを対象とする。

附　則

この要綱は、令和２年10月30日から施行し、令和２年４月１日から適用する。

別表

対象経費	補助率
1　新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れる建物の増改築工事費 2　新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れる建物の付帯設備（電気通信、空調、衛生、警備、消防、建具等）の設置又は改修工事費 3　上記１及び２以外で知事が必要と認めるもの ※　１～３の経費について、他の制度に基づく補助等（新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金等）と対象経費が重複するものは、補助の対象とならない。	10分の10

医危第1459号
令和２年10月30日

神奈川モデル医療機関管理者　様

神奈川県健康医療局医療危機対策本部室長
保健医療部医療課長
（公　印　省　略）

神奈川県新型コロナウイルス感染症患者等受入れ医療機関の
施設整備に関する補助金 交付要綱の制定について（通知）

本県の感染症対策の推進につきましては、日頃格別のご協力を頂き厚く御礼申し上げます。

さて本県では、新型コロナウイルス感染症対策として、県からの依頼に基づき、新型コロナウイルス感染症患者等の専用病床を確保している医療機関に対して、その確保のために要した施設整備に関する事業に要する経費について補助を行うこととなりました。

つきましては、補助金交付に関する要綱を別添のとおり定めましたので、お知らせいたします。なお、補助金の交付を希望する医療機関におかれましては、次のとおり、申請書等を提出くださるようお願いいたします。

引き続きご理解とご協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

１　提出書類

(1)　交付申請書（第１号様式）
(2)　事業実施計画書（別紙１）
(3)　事業の実施に要する経費に関する調書（別紙２）
(4)　事業の実施に要する経費に関する内訳書（別紙３）
(5)　役員等氏名一覧表（第１号様式別紙）
(6)　歳入歳出予算書抄本
(7)　内容や数値の根拠が確認できる資料（見積書、工事費内訳書、契約書、工事や設置場所に関する図面、カタログ等）

２　提出期限

令和２年11月30日（月）

問合せ先
医療課医療整備グループ
医療機関調整担当　吉野
電　話　045-285-0234（直通）
ﾌｧｸｼﾐﾘ　045-633-3770
電子ﾒｰﾙ　iryouchousei.x3dn@pref.kanagawa.jp

別　添

申請に当たっての留意事項

神奈川県新型コロナウイルス感染症患者等受入れ医療機関の施設整備に関する補助金の交付申請に当たっては、次の事項にご留意ください。

1　補助の対象期間

令和２年４月１日以降に契約し、令和３年３月31日までに工事が終了する施設整備が対象となります。

2　補助の対象経費と補助額

補助の対象とする経費は、県の依頼に基づいて新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れる専用の病床（以下「コロナ専用病床」という。）を整備する際に不可欠な建物の増改築工事費、付帯設備の設置又は改修工事費とし、これに対する補助額は、実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とします。

3　その他特記事項

- 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金など、他の制度に基づく補助等と対象経費が重複する事業は補助の対象となりません。
- コロナ専用病床とそれ以外の病床の双方に関係する施設整備については、コロナ専用病床に関する部分のみが補助の対象です。経費の算出に当たっては、施設整備に係る全体の面積からコロナ専用病床に係る面積を按分して、コロナ専用病床に関する部分のみの経費を算出してください。

  また、申請時には、算出の根拠となる図面等を併せて提出してください。
- 建物に付随しない物品購入は補助の対象外です。ただし、専門業者による設置作業・工事が不可欠なものについては、補助の対象となります。
- 申請に当たっては、内容や数値の根拠が確認できる資料（見積書、工事費内訳書、契約書、工事や設置場所に関する図面、カタログ等）を併せて提出してください。資料の提出がない経費や、資料により内容や数値の根拠が確認できない経費は、補助の対象外となる可能性があります。
- 今後、工事を行うため、別に定める申請期限までに申請できない場合は、別途ご相談ください。

4　交付金申請から支払いまでのフローチャート